

○ 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）

改正案	現行
<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十 (略)</p> <p>三十一 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>チ 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリテイ向けエクスポージャー</p> <p>リ (略)</p> <p>三十二～七十七 (略)</p> <p>(連結自己資本比率の計算方法)</p> <p>第二条 商工組合中央金庫の自己資本比率基準（以下「国際統一基準」という。）のうち法第二十三条第二号に定める基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）であつて、<u>商工組合中央金庫及びその子会社等（同号に規定する子会社等をいう。次条において同じ。）</u>の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の各</p>	<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十 (略)</p> <p>三十一 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>チ 国際決済銀行、国際通貨基金、<u>欧州中央銀行及び欧州共同体向けエクスポージャー</u></p> <p>リ (略)</p> <p>三十二～七十七 (略)</p> <p>(連結自己資本比率の計算方法)</p> <p>第二条 商工組合中央金庫の自己資本比率基準（第十四条において「国際統一基準」という。）のうち法第二十三条第二号に定める基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）は、<u>次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u></p>

号に掲げる比率（以下「最低所要連結自己資本比率」と総称する。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一〇三（略）

第二条の二 国際統一基準のうち連結自己資本比率であつて、商工組合中央金庫及びその子会社等の適当な自己資本の充実の状況の前条各号に定める基準以外の基準は、連結資本バッファ比率（次の算式により得られる比率をいう。）について、最低連結資本バッファ比率以上を目標とし、自己資本の充実に努めるものとする。

資本バッファに係る普通株式等Tier1資本の額

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル

・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

2 前項の「最低連結資本バッファ比率」とは、資本保全バッファ比率及びカウンター・シクリカル・バッファ比率を合計したものをいう。

3 前項の「資本保全バッファ比率」とは、金融市場の動向又は経済情勢の変化によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、二・五パーセントとする。

4 第二項の「カウンター・シクリカル・バッファ比率」とは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準とな

一〇三（略）

（新設）

るものをいい、次の各号に掲げる比率を合計して得た比率（小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち本邦に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5 | 第一項の「最低連結資本バッファー比率」とは、第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、同項に規定するものに、当該各号に定める比率（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める比率のうちいずれか高い比率）を加えたものとする。

一 金融安定理事会による合意を勘案した国際的な金融システムにおける商工組合中央金庫及びその子会社等の重要性に鑑み、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が損失の吸収のため資本を増強することが必要であると認める場合 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める比率

二 商工組合中央金庫及びその子会社等の業務の状況等を勘案した我が国の金融システムにおけるその重要性に鑑み、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が損失の吸収のため資本を増強するこ

とが必要であると認める場合 経済産業大臣、財務大臣及び金融
庁長官が別に定める比率

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第四条 商工組合中央金庫が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当
該各号に定める要件のいずれかを満たす場合には、第二条各号及び
第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八
パーセントで除して得た額(以下「マーケット・リスク相当額に係
る額」という。)を算入しないことができる。

一 特定取引勘定(経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工
組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業
省令第一号。第十条第二項第二号において「規則」という。)第
十八条第一項に規定する特定取引勘定をいう。以下同じ。)を設
けた場合 次に掲げる条件の全てを満たす場

イ・ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第二条各号及び第二条の二第一項
の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していない
こと。

二 特定取引勘定を設けていない場合 次に掲げる条件の全てを満
たす場合

イ・ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第二条各号及び第二条の二第一項
の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していない

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第四条 商工組合中央金庫が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当
該各号に定める要件のいずれかを満たす場合には、第二条各号の算
式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得
た額(以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。)を算
入しないことができる。

一 特定取引勘定(経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工
組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業
省令第一号。第十条第二項第二号において「規則」という。)第
十八条第一項に規定する特定取引勘定をいう。以下同じ。)を設
けた場合 次に掲げる条件の全てを満たす場

イ・ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第二条各号の算式にマーケット・
リスク相当額に係る額を算入していないこと。

二 特定取引勘定を設けていない場合 次に掲げる条件の全てを満
たす場合

イ・ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第二条各号の算式にマーケット・
リスク相当額に係る額を算入していないこと。

らる。

(その他Tier1資本の額)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通株式(前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。))に該当するものを除く。)をいう。

一〜四 (略)

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後(発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前)に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の最低所要連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六〜十五 (略)

5 (略)

(その他Tier1資本の額)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通株式(前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。))に該当するものを除く。)をいう。

一〜四 (略)

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後(発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前)に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六〜十五 (略)

5 (略)

(Tier 2資本の額)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「Tier 2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式又はその他Tier 1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一～四 (略)

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

(2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の最低所要連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六～十 (略)

5 (略)

(資本バッファに係る普通株式等Tier 1資本の額)

(Tier 2資本の額)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「Tier 2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式又はその他Tier 1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一～四 (略)

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

(2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六～十 (略)

5 (略)

第七条の二 第二条の二第一項の算式において、資本バッファに係る普通株式等Tier1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

(新設)

一 普通株式等Tier1資本の額(第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。)から次に掲げる額(前

条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。)の合計額(以下この項において「リスク・アセットの額」という。)に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

イ 信用リスク・アセットの額の合計額

ロ マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ハ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

二 第十三条第一項から第三項までの規定により加算される額(当該規定の適用がある場合に限る。)

二 リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額からその他Tier1資本の額(第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。次号ロにおいて同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)

三 リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)

イ Tier 2資本の額（第二条第三号の算式におけるTier 2資本の額をいう。）

ロ その他Tier 1資本の額からリスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）

（調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法）

第八条 第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び第七条第一項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二（略）

三 第七条第一項第五号に掲げるTier 2資本に係る調整後非支配株主持分等の額は、連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier 1資本に係る基礎項目の額及び第十四条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額（第十九条第一項第四号に掲げる額を除く。）の合計額に相当する額をいう。以下この号において同じ。）のうち当該連結子法人等の親法人等である商工組合中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは非支配株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。

（）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本

（調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法）

第八条 第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び前条第一項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二（略）

三 前条第一項第五号に掲げるTier 2資本に係る調整後非支配株主持分等の額は、連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier 1資本に係る基礎項目の額及び第十四条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額（第十九条第一項第四号に掲げる額を除く。）の合計額に相当する額をいう。以下この号において同じ。）のうち当該連結子法人等の親法人等である商工組合中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは非支配株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。

（）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本

本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第五号第一項第四号及び第六号第一項第五号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ・ロ (略)

2・3 (略)

4 第五条第二項第二号、第六号第二項第一号及び第七号第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二 (略)

三 第七条第二項第一号に掲げる自己保有Tier2資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

5 (略)

6 第五条第二項第三号、第六号第二項第二号及び第七号第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二 (略)

三 第七条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

7 第五条第二項第四号、第六号第二項第三号及び第七号第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二 (略)

に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第五号第一項第四号及び第六号第一項第五号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ・ロ (略)

2・3 (略)

4 第五条第二項第二号、第六号第二項第一号及び前条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二 (略)

三 前条第二項第一号に掲げる自己保有Tier2資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

5 (略)

6 第五条第二項第三号、第六号第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二 (略)

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

7 第五条第二項第四号、第六号第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二 (略)

三 第七条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

8 第六条第二項第四号及び第七条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 (略)

二 第七条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

9～14 (略)

(比例連結)

第九条 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号及び第二条の二第一項の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している商工組合中央金庫及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いる。次項において同じ。）により連結の範囲に含めて連結自己資本

三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

8 第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 (略)

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

9～14 (略)

(比例連結)

第九条 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している商工組合中央金庫及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いる。次項において同じ。）により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することが

比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一〜四 (略)

2 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 第二条各号及び第二項の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあつては第二十五条第一項に定めるものを、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあつては第百三十三条に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第二条各号及び第二項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イ〜ト (略)

二 特定取引勘定を設けた場合において第二条各号及び第二項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等(規則第十八条第二項に規定する特定取引

である。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一〜四 (略)

2 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 第二条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあつては第二十五条第一項に定めるものを、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあつては第百三十三条に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イ〜ト (略)

二 特定取引勘定を設けた場合において第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等(規則第十八条第二項に規定する特定取引その他これに類似する

その他これに類似する取引をいう。以下同じ。)に係る資産(証券化取引を目的として保有している資産及び第二百五十三条の三第一項又は第二百五十三条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。)

三 特定取引勘定を設けていない場合において第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの並びに商工組合中央金庫及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

3
(略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第十一条 第二条各号及び第二条の二第一項の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第七章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金(本支店間の取引を含む。)並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一・二 (略)

取引をいう。以下同じ。)に係る資産(証券化取引を目的として保有している資産及び第二百五十三条の三第一項又は第二百五十三条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。)

三 特定取引勘定を設けていない場合において第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの並びに商工組合中央金庫及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

3
(略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第十一条 第二条各号の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第七章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金(本支店間の取引を含む。)並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一・二 (略)

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

第十二条 第二条各号及び第二条の二第一項の算式においてオペレーショナル・リスク相当額の合計額は、第八章に定めるところにより算出するものの合計額とする。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十三条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。)を第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

第十二条 第二条各号の算式においてオペレーショナル・リスク相当額の合計額は、第八章に定めるところにより算出するものの合計額とする。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十三条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第二条各号の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。)を第二条各号の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあつては標準的手法を含む。第二十四条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第二百八十七条に規定する基礎的手法を含む。第二十四条第五項において同じ

3 前二項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条各号の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあつては標準的手法を含む。第二十四条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第二百八十七条に規定する基礎的手法を含む。第二十四条第五項において同じ。）とし、当該部分以

。)とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第六号に掲げる額を控除した額をいう。

(単体自己資本比率の計算方法)

第十四条 国際統一基準のうち法第二十三条第一号に定める基準(以下この章において「単体自己資本比率」という。)であつて、商工組合中央金庫の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の各号に掲げる比率(以下「最低所要単体自己資本比率」と総称する。)の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 三 (略)

第十四条の二 国際統一基準のうち単体自己資本比率(第二条の規定に基づき連結自己資本比率を算出している場合における単体自己資本比率を除く。)であつて、商工組合中央金庫の適当な自己資本の充実の状況の前条各号に定める基準以外の基準は、単体資本バツプアール比率(次の算式により得られる比率をいう。)について、最低単体資本バツプアール比率以上を目標とし、自己資本の充実に努める

外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第六号に掲げる額を控除した額をいう。

(単体自己資本比率の計算方法)

第十四条 国際統一基準のうち法第二十三条第一号に定める基準(以下この章において「単体自己資本比率」という。)は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 三 (略)

(新設)

ものとする。

資本バッファーに係る普通株式等Tier1資本
の額

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額

2 | 前項の「最低単体資本バッファー比率」とは、資本保全バッファー比率及びカウンター・シクリカル・バッファー比率を合計したものをいう。

3 | 前項の「資本保全バッファー比率」とは、金融市場の動向又は経済情勢の変化によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、二・五パーセントとする。

4 | 第二項の「カウンター・シクリカル・バッファー比率」とは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、次の各号に掲げる比率を合計して得た比率（小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち本邦に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・ア

セットの額の合計額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5 第一項の「最低単体資本バッファ比率」とは、第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、同項に規定するものに、当該各号に定める比率（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める比率のうちいずれか高い比率）を加えたものとする。

一 金融安定理事会による合意を勘案した国際的な金融システムにおける商工組合中央金庫の重要性に鑑み、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が損失の吸収のため資本を増強することが必要であると認める場合 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める比率

二 商工組合中央金庫の業務の状況等を勘案した我が国の金融システムにおけるその重要性に鑑み、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が損失の吸収のため資本を増強することが必要であると認める場合 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める比率

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第十六条 商工組合中央金庫が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件のいずれかを満たす場合には、第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第十六条 商工組合中央金庫が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件のいずれかを満たす場合には、第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。

一 特定取引勘定を設けた場合 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ・ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

二 特定取引勘定を設けていない場合 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ・ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

(その他Tier1資本の額)

第十八条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通株式(前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。)に該当するものを除く。)をいう。

一〜四 (略)

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後(発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについて

一 特定取引勘定を設けた場合 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ・ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

二 特定取引勘定を設けていない場合 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ・ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

(その他Tier1資本の額)

第十八条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通株式(前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。)に該当するものを除く。)をいう。

一〜四 (略)

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後(発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについて

やむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ（略）

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)（略）

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の最低所要単体自己資本比率を維持することが見込まれること

六〇十五（略）

5（略）

（Tier 2資本の額）

第十九条（略）

2・3（略）

4 第一項及び前項の「Tier 2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式又はその他Tier 1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一〇四（略）

5 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等

やむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ（略）

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)（略）

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の単体自己資本比率を維持することが見込まれること

六〇十五（略）

5（略）

（Tier 2資本の額）

第十九条（略）

2・3（略）

4 第一項及び前項の「Tier 2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式又はその他Tier 1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一〇四（略）

5 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等

を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

(2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の最低所要単体自己資本比率を維持することが見込まれること。

六〇十 (略)

5 (略)

(資本バッファーに係る普通株式等Tier1資本の額)

第十九条の二 第十四条の二第一項の算式において、資本バッファーに係る普通株式等Tier1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 普通株式等Tier1資本の額(第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。)から次に掲げる額(前条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。)の合計額(以下この項において「リスク・アセットの額」という。)に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

イ 信用リスク・アセットの額の合計額

ロ マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

(2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の単体自己資本比率を維持することが見込まれること。

六〇十 (略)

5 (略)

(新設)

ハ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ニ 第二十四条第一項から第三項までの規定により加算される額
(当該規定の適用がある場合に限る。)

二| リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額から
その他Tier1資本の額(第十四条第二号の算式におけるその
他Tier1資本の額をいう。次号ロにおいて同じ。)を控除し
た額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)

三| リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次に
掲げる額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつ
ては、零とする。)

イ| Tier2資本の額(第十四条第三号の算式におけるTie
r2資本の額をいう。)

ロ| その他Tier1資本の額からリスク・アセットの額に一・
五パーセントを乗じて得た額を控除した額(当該額が零を下回
る場合にあつては、零とする。)

(調整項目の額の算出方法)

第二十条 第十七条第二項第二号、第十八条第二項第一号及び第十九
条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額
とする。

一・二 (略)

三 第十九条第二項第一号に掲げる自己保有Tier2資本調達手

(調整項目の額の算出方法)

第二十条 第十七条第二項第二号、第十八条第二項第一号及び前条第
二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とす
る。

一・二 (略)

三 前条第二項第一号に掲げる自己保有Tier2資本調達手段の

<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第十七条第二項第三号、第十八条第二項第二号及び第十九条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>3 第十七条第二項第三号、第十八条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>4 第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号及び第十九条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>4 第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>5 第十八条第二項第四号及び第十九条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。</p>	<p>5 第十八条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。</p>

一 (略)

二 第十九条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

6～11 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十一条 第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあつては第二十五条第一項に定めるものを、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあつては第三百三十三条に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イスト (略)

二 特定取引勘定を設けた場合において第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの及び特定取引勘定の資産

三 特定取引勘定を設けていない場合において第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を

一 (略)

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

6～11 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十一条 第十四条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあつては第二十五条第一項に定めるものを、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあつては第三百三十三条に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イスト (略)

二 特定取引勘定を設けた場合において第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの及び特定取引勘定の資産

三 特定取引勘定を設けていない場合において第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に

算入する場合 第一号に定めるもの及び商工組合中央金庫における特定取引等に係る資産

四 (略)

3 (略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第二十二條 第十四條各号及び第十四條の二第一項の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第七章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一・二 (略)

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

第二十三條 第十四條各号及び第十四條の二第一項の算式においてオペレーショナル・リスク相当額は、第八章に定めるところにより算出するものとする。

定めるもの及び商工組合中央金庫における特定取引等に係る資産

四 (略)

3 (略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第二十二條 第十四條各号の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第七章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一・二 (略)

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

第二十三條 第十四條各号の算式においてオペレーショナル・リスク相当額は、第八章に定めるところにより算出するものとする。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第二十四条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。)を第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第二十四条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第十四条各号の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。)を第十四条各号の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十四条各号の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額を控除した額をいう。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十四条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額を控除した額をいう。

(国際決済銀行等向けエクスポージャー)

第三十四条 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリテイ向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第七十条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての債券又は国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリテイ若しくは標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行の発行する債券

四〇七 (略)

第七十五条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間(ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。)が十営業日のときに用いるボラティリティ調

(国際決済銀行等向けエクスポージャー)

第三十四条 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行及び欧州共同体向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第七十条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての債券又は国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体若しくは標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行の発行する債券

四〇七 (略)

第七十五条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間(ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。)が十営業日のときに用いるボラティリティ調

<p>整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率</p> <p>(表 略)</p> <p>(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率</p> <p>(表 略)</p> <p>(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	--